

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地方創生に資する「仕事・移住」支援の強化

2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

3 地域再生計画の区域

和歌山県の全域

4 地域再生計画の目標

本県の人口は、直近の推計人口（H30.10.1）によると総人口93.4万人で、対前年1万人を超える人口減（社会増減▲3,483人、自然増減▲6,786人）となっており、社会減の大半が近畿府県への転出超過によるものであるが、都道府県別にみると第2位は東京都への転出超過（▲603人）で東京一極集中の影響を大きく受けている。

また、年代別の状況を見ると、県外大学への進学率が85.7%と全国で1番高く（全国平均53.8%）、進学や就職を機に本県を離れる者が多いため、社会減の約7割が15歳から24歳の者で占めており、若者の県外流出が顕著である。

加えて、少子化に伴う生産年齢人口の減少という構造的要因と、近年の景気拡大という循環要因が相まって、直近の有効求人倍率（H30.11月）は1.46倍と人手不足の状況が強まっており、大手企業に比べて人材の確保が困難な中小企業が多い（99.9%）本県にとっては、今後ますます事態が深刻化することが予想され、県産業の将来を担う人材の確保が大きな課題となっている。

さらに、集落（ふるさと生活圏）レベルで人口の推移を分析すると、大半の集落で少子高齢化による人口構造の変化がさらに進行することで、コミュニティーの衰退や空家の増加、一人暮らし世帯の増加といった地域課題が今後ますます増大・多様化することが予想され、特に過疎地域における集落の維持・活性化が大きな課題となっている。また、本県の県土は南北に長く、京阪神大都市圏とのアクセス面や沿岸部・内陸部の気候・資源面の違いなどにより、市町村によって産業構造が異なることや、同じ市町村内においても都市部と中山間地域では人口構造、地域におけるサービス供給の状況に違いがあることから、地域ごとに抱える課題は大きく異なる。

こうした人口減少・東京一極集中に伴う人手不足の深刻化や地域課題の増大・多様化といった本県が抱える構造的な課題を解消し、県勢の持続的な発展を図るため、本県の仕事・暮らしに関する魅力発信力を強化するとともに、起業や移住を後押しする支援制度を新たに構築することで、進学・就職を機に転出した多くの本県出身者や全国のUIJターン就職希望者を本県に呼び込み、産業振興や地域の活性化に必要な人材の確保をめざす。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分	2020年度増加分
本移住支援事業に基づく移住就業者数 (人)	12	52	66
本移住支援事業に基づく移住起業者数 (人)	1	4	5
本起業支援事業に基づく起業者数 (人)	10	20	22
マッチングサイトに新たに掲載された求人数 (件)	511	100	100
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数 (世帯)	4	-	-

2021年度増加分	2022年度増加分	2023年度増加分	2024年度増加分	K P I 増加分 の累計
79	92	-	-	289
7	8	-	-	24
24	26	-	-	92
50	50	-	-	300
-	3	-	-	3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金 (内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

- ・和歌山県移住・マッチング支援事業
- ・和歌山県「地域課題解決型」起業支援事業

③ 事業の内容

1. マッチング支援事業

県内中小企業の人材確保を促進するため、本県独自の「再就職支援就活サイクルプロジェクト」参画企業の求人を掲載する再就職支援サイトを改修し、全国マッチングサイトとの連携機能を付加するとともに、市町村と連携してプロジェクトへの参画企業を増やし、求人を充実させることで、全国への情報発信力を高め、UIJターン就職希望者とのマッチングを強化する。

2. 起業支援事業

人口減少等により今後ますます増大・多様化することが予想される地域課題の解消を図るため、地域課題解決型の事業で起業する者に対し、起業に必要な経費の一部に補助を行う。

Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継又は第二創業する者に対し、事業承継又は第二創業に必要な経費の一部に補助を行う。

〈対象分野〉

国が「(別添1-2) 起業支援事業について」の5. (1) ②で示す支援事業の要件の枠内において、まちづくりの推進、過疎地域の活性化、買物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、社会福祉関連、Society5.0関連の推進など県内全域に共通する課題に加え、地域課題は地域によって異なることから、審査段階において、起業する地域の市町村が事業の社会性・必要性について意見書を提出するプロセスを組み込むことで、その地域にとって真に必要な分野の事業を選定する。

〈補助率等〉 1/2 (補助上限200万円)

※県が指定する移住推進市町村(地域)への移住者については、県単独で起業者負担額の1/2を上乗せ補助

(実質補助率 3/4 (補助上限300万円))

3. 移住支援事業

県産業の成長を支える人材の移住を推進するため、本県の転出超過の第2位が東京都であり本県出身者が多数所在することを踏まえ、東京一極集中是正の観点から、東京23区で一定期間在住または勤務していた者が、上記「1. マッチング支援事業」または「2. 起業支援事業」を活用して県内に移住、若しくは、国が「(別添1-1) 移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業について」の< I. 移住支援事業 >の4. に示す専門人材((A) (2)の2))、テレワーク((B))または関係人口((C))に該当する者が移住する場合、市町村と連携し、移住費用を定額で補助。

単身での移住の場合：定額 60万円

世帯での移住の場合：定額 100万円

なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な制度整備・調整を行うことにより、人手不足に悩む地域の中小企業等への就職や、地域にとって必要とされている分野（空き家活用、子育て支援、限界集落での買物弱者対策、地域活性化、地域商社等）の社会的事業の起業を促進するとともに、全市町村に配置したワンストップパーソン（あらゆる相談を一手に引き受ける担当職員）や、地域住民・先輩移住者で構成され移住者が地域にスムーズに溶け込めるようサポートする「受入協議会」の支援により、移住者を受け入れるのに適した居・職・住の総合的な環境整備を行う。その一方で、求人を行う地域の中小企業等は、人材紹介会社や地域金融機関の支援も活用しながら、東京の移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域産業の基礎を作る。

また、起業支援事業において、県は事務局業務を行う執行団体に対して補助を行うことを通じて、民間の知見を活用しつつ、起業者が抱える起業に伴う課題に対して販路開拓支援、起業者相互のネットワーク形成支援、財務・金融支援、事業計画見直し支援等の伴走支援を行うことで、起業者の実施する事業の安定化、自律的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげる。

このように官民が協働することによって、幅広い者の参加を促す仕組みとともに、それぞれの立場を活かして政策効果をより高いものとする。

【地域間連携】

県は、県内全域を見渡す立場から、移住支援金支給者の対象就業先となる企業の選定要件や、起業における事業分野等を軸として、就業・起業が促進されるよう全体的なスキームの調整を行う。その一方で、各市町村は個別の地域の事情をよく知る立場から、移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、移住者に対する就職先の紹介、ワンストップパーソン・受入協議会を中心とした住まいや地域情報の提供といった支援、起業支援事業における審査への関与（申請事業が当該地域の抱える課題の解決に資するか否かの意見）等の連携を行う。

このように県と市町村がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策間連携】

県は、移住支援金支給者の就業先として、県と企業が連携して中小企業の人材確保に取り組む「再就職支援就活サイクルプロジェクト」参画企業を地域経済への波及効果を高める重要な事業者と位置付けて選定したり、起業支援事業において地域の必要性に応えるべく市町村の意見を踏まえて地域課題の解決に資する社会的事業の起業を促進したりすることにより、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興へとつなげる。

これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

【デジタル社会の形成への寄与】

該当なし

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6 月

【検証方法】

産学金の外部有識者による評価委員会で検証を実施し、目標値に届かない場合は事業内容の見直しを実施

【外部組織の参画者】

- ・ (一財) 和歌山社会経済研究所 専務理事
- ・ 近畿大学生物理工学部 生命情報工学科 教授
- ・ (株) 紀陽銀行 営業支援本部長

【検証結果の公表の方法】

県HPにより公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 411,431千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日 から 2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

国が「(別添1-2) 起業支援事業について」の5.(1)②において示す支援事業の要件と同様。

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野については、まちづくりの推進、過疎地域の活性化、買物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、社会福祉関連、Society5.0関連の推進など県内全域に共通する課題に加え、地域課題は地域によって異なることから、審査段階において、起業、事業承継又は第二創業する地域の市町村が事業の社会性・必要性について意見書を提出するプロセスを組み込むことで、その地域にとって真に必要な分野の事業を選定する。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2023 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。